

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 7 年 5 月 13 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調達内容

- (1) 業務件名 一関ほか 7 地区合同庁舎空調自動制御設備定期点検整備業務
- (2) 調達案件の仕様書等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約日の翌日から令和 8 年 2 月 27 日まで
- (4) 履行場所 入札説明書の履行場所のとおりに
- (5) 入札方法 (1) の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日現在で、岩手県における令和 7・8・9 年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿のうち「設備の保守管理」に登録されていること。
- (3) 入札日現在で、岩手県に本社、支店又は主たる営業所を有していること。
- (4) 以下の空調自動制御設備の点検整備業務を令和 2 年 1 月 1 日以降 6 ヶ月以上継続して履行した実績を有する者であること。ただし、自らが保守・点検整備業務を直接実施したもののみとし、再委託等をしたものは除く。
 - ・ ジョンソンコントロールズ株式会社製の空調自動制御用中央監視装置（中央監視ポイント 500 点以上）を有し、かつその自動制御装置の方式がデジタル式である空調自動制御設備
- (5) 岩手県県税条例（令和 3 年岩手県条例第 58 号）第 4 条に掲げる税目及び消費税の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店もしくは営業所を代表する者等、その他経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下も同じ）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

- (8) 入札参加資格審査申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から庁舎管理業務の委託に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）又は県営建設工事等に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止に係る指名停止を受けていないこと。
- (9) 岩手県から措置基準に基づく文書警告を受けている場合及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。

また、入札書提出日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告を受けていないこと。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号 020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号
岩手県総務部管財課設備担当 電話番号 019-629-5120
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
令和 7 年 5 月 23 日（金）午前 10 時 00 分 岩手県庁舎地階管財課会議室

4 その他

- (1) 本入札は最低制限価格を適用する。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 入札への参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した競争参加者資格を有することを証明する書類及び入札説明書に示す書類を令和 7 年 5 月 19 日（月）午後 5 時までに 3 (1) の場所に提出しなければならない。
- (5) 入札への参加 (4)により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。
- (6) 入札の無効 この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者の求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) 落札者の決定方法 会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）第 100 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) その他 詳細は、入札説明書による。